個人情報保護法施行に基づく藤枝市議会個人情報保護条例案について　2022.8.10

7月21日(木)会派代表者会議において、議員発議による新しい藤枝市議会個人情報保護条例の制定について、各会派の意見の集約が求められました。

本改訂は、これまで地方自治の元培われてきた個人情報保護条例において、市民にとって深くプライバシーに関わる自治体が所持する個人情報を、保護の対象から外して提供へと大きく舵を切るものです。

各自治体が定めている保護条例は、見直し後、国が設置する個人情報保護委員会に基づく新個人情報保護法に統一化されますが、議会は対象外とされ、各議会が保護条例を定めるとされました。前述の代表者会議では、全国市議会議長会作成の案が示されています。

私どもは、現状の保護条例において議会は実施機関として議会が所有する個人情報を取り扱う立場になっており、新しい条例において、これまで保護されていた情報がどういう扱いになるのかが大事だと考えます。市議会議長会作成案ですと以下の点が不明ですので確認の上、進めるべきと考えます。

１：議会事務局が扱う個人情報は、主に請願署名や情報公開開示請求者などが考えられますが、これまで保護対象としていた情報が何であって、新条例において扱いはどうなるのか。

２：これまで実施期間（議会）として保護する立場で定められた個々の条件（①個人情報の収集は本人から直接収集するなどの収集の制限②目的外利用、外部提供の制限③オンライン結合の制限）などが条例案では削除されているが、議会が所有する個人情報で個々の条件に該当する事はあるのか。条例案での扱いはどうなるのか。

３：個人情報保護審査会は設置するのか。条例案には審査会への諮問（45条）が書かれているが、現条例には存在する審査会の設置規定がない。

４：匿名加工情報（自治体が保有する個人情報を特定の個人を識別できないように加工された情報）規定が新たに設けられているが、匿名加工情報は条例案において議会が公表するとしている「個人情報ファイル」に含まれるのか。また、議会が作成する事は想定しがたいが取得する事は想定されると注釈があるが、取得する匿名加工情報は何が想定されるか。

以上です。

日本共産党藤枝市議団　石井みちはる

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　さとうまりこ